

第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 16 日

令和3年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 9 月 1 5 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	令和3年9月16日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和3年9月16日 午後1時35分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 喜 文
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	船 舶 ・ 観 光 課 長	松 田 力
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	中 村 悟
	教 育 長	垣 花 健	会 計 課 長	糸 嶺 直 生
	総 務 課 長	宮 平 壮一郎		
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		

令和3年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（令和3年9月16日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第42号～議案第60号まで）
3	議案第42号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第5号））
4	議案第43号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））
5	議案第44号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号））
6	議案第45号	専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第6号））
7	議案第46号	令和3年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について
8	議案第47号	令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
9	議案第48号	令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
10	議案第49号	令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
11	議案第50号	令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
12	議案第51号	令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
13	議案第52号	令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
14	議案第53号	令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
15	議案第54号	座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
16	議案第55号	座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
17	議案第56号	座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について
18	議案第57号	座間味村阿嘉港旅客待合所の設置及び管理に関する条例の制定について
19	議案第58号	座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の全部を廃止する条例について
20	議案第59号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
21	議案第60号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
22		報告（報告第3号～報告第5号まで）
	報告第3号	令和2年度健全化判断比率の報告について
	報告第4号	令和2年度資金不足比率の報告について
	報告第5号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県町村土地開発公社）

日 程	議案番号	件 名
23	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
24	発 議 第 4 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
25	発 議 第 5 号	米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書

○ 議長（中村秀克）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び2番 宮平喜文議員を指名いたします。

日程第2．議案第42号 専決処分の承認（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第5号））から、議案第60号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日もよろしくお願いたします。それでは議案第42号から60号まで説明をさせていただきますが、内容につきましては先日の全員協議会の中でも触れさせていただいておりますので、表だけの説明で本日の説明に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議案第42号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第23号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村一般会計補正予算第5号（別紙）

【専決処分理由】

新型コロナウイルス感染拡大予防対策及び記録的大雨による災害箇所の復旧作業を早急に行うため予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,449千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,839,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月9日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		127,257	13,367	140,624
	2 国庫補助金	96,422	13,367	109,789
16 繰入金		87,630	25,082	112,712
	2 基金繰入金	87,630	25,082	112,712
歳入合計		1,800,770	38,449	1,839,219

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		358,315	8,692	367,007
	1 総務管理費	320,895	8,692	329,587
4 衛生費		287,114	11,406	298,520
	1 保健衛生費	112,453	11,406	123,859
6 農林水産費		49,848	543	50,391
	2 林業費	19,215	543	19,758
8 土木費		244,068	17,808	261,876
	2 道路橋りょう費	42,718	2,662	45,380
	5 下水道費	33,655	15,146	48,801
歳出合計		1,800,770	38,449	1,839,219

議案第43号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第24号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算第3号（別紙）

【専決処分理由】

記録的な大雨に伴う災害箇所への復旧作業を早急に行うため予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年7月9日

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,271千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月9日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		72,835	5,271	78,106
	1 繰入金	72,835	5,271	78,106
歳入合計		201,514	5,271	206,785

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		148,838	5,271	154,109
	1 営業費	148,838	5,271	154,109
歳出合計		201,514	5,271	206,785

議案第44号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第25号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算第2号（別紙）

【専決処分理由】

記録的な大雨に伴う災害箇所の復旧作業を早急に行うため予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年7月9日

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,146千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,716千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月9日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		33,655	15,146	48,801
	1 繰入金	33,655	15,146	48,801
歳入合計		93,570	15,146	108,716

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		71,109	15,146	86,225
	1 下水道事業費	71,109	15,146	86,225
歳出合計		93,570	15,146	108,716

議案第45号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村一般会計補正予算第6号（別紙）

【専決処分理由】

那覇地方裁判所より訴状の送達を受け、口頭弁論に係る訴訟代理人として弁護士を選任するための予算の補正が必要となるが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分する。

令和3年8月5日

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,588千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,844,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月5日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 繰 入 金		112,712	5,588	118,300
	2 基 金 繰 入 金	112,712	5,588	118,300
歳 入 合 計		1,839,219	5,588	1,844,807

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		367,007	5,588	372,595
	1 総 務 管 理 費	329,587	5,588	335,175
歳 出 合 計		1,839,219	5,588	1,844,807

議案第46号

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,093千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,914,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月15日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 村 税		83,856	1,827	85,683
	1 村 民 税	29,382	3,583	32,965
	3 軽 自 動 車 税	3,758	244	4,002
	5 法 定 外 目 的 税	5,000	△2,000	3,000

款	項	補正前の額	補正額	計
11 使用料及び手数料		84,366	△16,031	68,335
	1 使用料	76,287	△14,631	61,656
	2 手数料	8,079	△1,400	6,679
12 国庫支出金		140,624	6,561	147,185
	1 国庫負担金	29,423	3,850	33,273
	2 国庫補助金	109,789	2,711	112,500
13 県支出金		317,833	△6,768	311,065
	3 県委託金	36,102	△6,768	29,334
16 繰入金		118,300	22,481	140,781
	1 特別会計繰入金	0	22,481	22,481
17 繰越金		30,000	58,120	88,120
	1 繰越金	30,000	58,120	88,120
19 村債		179,700	3,903	183,603
	1 村債	179,700	3,903	183,603
歳入合計		1,844,807	70,093	1,914,900

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		372,595	53,450	426,045
	1 総務管理費	335,175	51,035	386,210
	2 徴税費	15,939	659	16,598
	4 選挙費	3,123	1,756	4,879
3 民生費		153,634	4,031	157,665
	1 社会福祉費	126,440	181	126,621
	2 児童福祉費	27,165	3,850	31,015
4 衛生費		298,520	△3,670	294,850
	1 保健衛生費	123,859	410	124,269
	2 清掃費	174,661	△4,080	170,581
6 農林水産費		50,391	765	51,156
	1 農業費	18,227	765	18,992
7 商工費		150,855	1,037	151,892
	1 商工費	150,855	1,037	151,892

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		261,876	6,674	268,550
	1 土 木 管 理 費	17,926	5,538	23,464
	2 道 路 橋 り よ う 費	45,380	2,049	47,429
	5 下 水 道 費	48,801	156	48,957
	6 住 宅 費	13,399	1,131	14,530
	7 空 港 費	25,771	△2,200	23,571
	9 消 防 費		38,750	1,252
	1 消 防 費	38,750	1,252	40,002
10 教 育 費		347,553	6,554	354,107
	1 教 育 総 務 費	124,419	499	124,918
	2 小 学 校 費	125,918	2,284	128,202
	3 中 学 校 費	17,671	0	17,671
	4 幼 稚 園 費	29,575	3,981	33,556
	5 社 会 教 育 費	22,049	△330	21,719
	6 保 健 体 育 費	27,921	120	28,041
歳 出 合 計		1,844,807	70,093	1,914,900

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
臨時財政対策債	25,000	3,903	28,903	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 令和3年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	25,000	3,903	28,903			

議案第47号

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,183千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	45,183	45,184
	1 繰越金	1	45,183	45,184
歳入合計		192,996	45,183	238,179

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,154	1,034	10,188
	1 総務管理費	9,126	1,034	10,160
2 保険給付金		128,565	21,473	150,038
	1 療養諸費	107,236	10,635	117,871
	2 高額療養費	20,898	9,157	30,055
	3 出産育児諸費	421	1,681	2,102

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保健事業費		2,187	195	2,382
	1 特定健康診査等事業費	1,924	195	2,119
9 諸支出金		50	22,481	22,531
	3 繰出金	0	22,481	22,481
歳出合計		192,996	45,183	238,179

議案第48号

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ706千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	706	707
	1 繰越金	1	706	707
歳入合計		7,080	706	7,786

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		6,856	706	7,562
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	6,856	706	7,562
歳出合計		7,080	706	7,786

議案第49号

令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,493千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ713,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		693,559	△152,591	540,968
	1 運航収入	685,100	△152,591	532,509
2 繰越金		1	32,084	32,085
	1 繰越金	1	32,084	32,085

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		0	34,000	34,000
	1 財産売却収入	0	34,000	34,000
6 村債		0	97,000	97,000
	1 村債	0	97,000	97,000
歳入合計		703,260	10,493	713,753

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		434,843	7,226	442,069
	9 船費	256,184	7,226	263,410
2 営業費用		171,472	3,267	174,739
	5 店費	92,852	3,267	96,119
歳出合計		703,260	10,493	713,753

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別減収対策企業債	97,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 令和3年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	97,000			

議案第50号

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		78,106	360	78,466
	1 繰 入 金	78,106	360	78,466
歳 入 合 計		206,785	360	207,145

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡 易 水 道 事 業 費		154,109	360	154,469
	1 営 業 費	154,109	360	154,469
歳 出 合 計		206,785	360	207,145

議案第51号

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,566千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		48,801	156	48,957
	1 繰入金	48,801	156	48,957
5 繰越金		1	694	695
	1 繰越金	1	694	695
歳入合計		108,716	850	109,566

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		86,255	850	87,105
	1 下水道事業費	86,255	850	87,105
歳出合計		108,716	850	109,566

議案第52号

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,777千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	149	150
	1 繰越金	1	149	150
歳入合計		14,628	149	14,777

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		10,394	149	10,543
	1 漁業集落排水事業費	10,394	149	10,543
歳出合計		14,628	149	14,777

議案第53号

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		2,943	765	3,708
	1 繰入金	2,943	765	3,708
6 繰越金		1	52	53
	1 繰越金	1	52	53
歳入合計		5,717	817	6,534

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		5,009	817	5,826
	1 農業集落排水事業費	5,009	817	5,826
歳出合計		5,717	817	6,534

議案第54号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村手数料徴収条例に関する条例（平成12年条例第13号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第11号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

座間味村手数料徴収条例に関する条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第28号中「住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードの交付手数料 1件につき 500円」、同項第34号中「通知カード再交付手数料 1件につき 500円」、同項第35号中「個人番号カード再交付手数料 1件につき 800円」を削る。

附則第4項の見出しを削り、同項中「公布の日から平成23年3月31日までの間、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第30条の4第2項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付に係る手数料については、第2条第1項、第3条第1項及び2条中（29）は徴収しないものとする。」を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第55号

座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第12号

座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設（以下「ステージ」という。）の設置及び管理に

関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史、文化、健康づくりなど地域振興の拠点として、本村の情報を発信し、多様な交流を促進するとともに、にぎわいの創出を図るため、ステージを設置する。

(名称及び位置)

第3条 ステージの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
座間味村歴史文化・健康づくりセンター 屋外ステージ	座間味村字座間味220番地の8

(使用の許可等)

第4条 集会、展示会、音楽会、興業その他これらに類する催しのためステージを独占して使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）の際、管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第5条 村長は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めるとき。

(施設の使用料)

第6条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 村長は、ステージの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 村が主催し、又は共催するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体がステージを使用する場合において、これに協力する必要があるとき。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、施設の使用に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は施設を使用目的以外に使用してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用許可の効力を停止し、

又は使用許可の条件を変更することができる。この場合において、村長は、施設の使用の停止若しくは中止又は原状回復、施設からの退去等必要な措置を命じることができる。

- (1) この条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用許可の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 災害時の緊急避難場所として施設を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 災害防止上緊急に施設の整備工事を施工する等公益上の必要性が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により処分をされ、又は措置を命じられた場合において、使用者が損害を受けることがあっても、村はその責めを負わない。ただし、処分又は命令が前項第4号又は第5号の規定に該当するときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用許可に係る使用が終わったとき又は前条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 村長は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、施設の原状回復に必要と認めるときは、当該使用者が取るべき措置を、当該使用者に命ずることができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長が損害を賠償させることが適当でないとき、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

施設名	施設使用料（円）	
	昼間	夜間
座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ	3,000円	5,000円
1階、2階 練習室兼控室（1部屋）	1,600円	2,200円
備考		
1 昼間は午前9時から午後5時までとし、夜間は午後5時から午後10時までとする。		
2 料金は1時間単位とし、1時間を満たない場合は1時間とし、30分満たない場合は半額とする。		
3 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に5を乗じて得た額とする。		
4 村民は上記金額の半額とし、営利、営業、宣伝等を目的とする場合は上記金額とする。		

5 トレーニングとして利用される方は、座間味村歴史文化・健康づくりセンタートレーニング室使用料と同額とする。

議案第56号

座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第13号

座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、座間味村地域総合施設（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 座間味村地域総合施設

位置 座間味村字座間味94番地1

座間味村字座間味94番地2

（施設の管理）

第3条 施設は、座間味村長（以下「村長」という。）が管理する。

（指定管理者による施設の管理）

第4条 村長は、施設の目的を効果的に達成するため、施設の管理を法人その他の団体であつて村長が指定するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（利用の許可）

第5条 施設を利用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(目的外利用等の禁止)

第6条 第5条の許可を受けた者(以下利用者)は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第7条 村長は、管理上必要があると認めるときは、第5条の許可について利用の制限その他必要な条件を付ける事ができる。

(利用の停止又は取消)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長は利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) その他村長が必要があると認めるとき。

(利用期間・利用要件)

第9条 利用者の利用期間は、1年間(4月～3月)とし、最長3年まで更新することができる。但し、村長が公益性が高いと認める場合はその限りではないものとする。

2 利用者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

(1) 利用者は、本村に住民登録をして1年以上となる者。

(2) 村税や村が徴収する各種料金等において滞納がない者。

(3) 利用者は、個人及び村内に拠点を置く法人又は個人事業主とする。

(4) 暴力団、その他反社会的団体ではない者。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる責務に従わなければならない。

(1) 施設及び施設周辺の清掃・維持管理。

(2) その他、村長が必要があると認めるもの。

(利用料金)

第11条 施設の利用料金の額は、別表に定める額とする。

(利用料金の減免)

第12条 村長が公益上その他必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用期間が満了したとき、又は第8条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(賠償及び事故の免責)

第16条 村長は、施設の利用により生じた一切の事故及び損害については賠償の責任を負わない。

(指定管理者の指定の期間)

第17条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第18条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和4年4月1日から施行する。

別表

名称	単位	利用料金
地域総合施設（鮮魚店）	月額	25,470円

議案第57号

座間味村阿嘉港旅客待合所の設置及び管理に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村阿嘉港旅客待合所の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第14号

座間味村阿嘉港旅客待合所の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、座間味村阿嘉港旅客待合所（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 座間味村阿嘉港旅客待合所

位置 座間味村字阿嘉 5 1 番地

(施設の管理)

第 3 条 施設は、座間味村長（以下「村長」という。）が管理する。

(指定管理者による施設の管理)

第 4 条 村長は、施設の目的を効果的に達成するため、施設の管理を法人その他の団体であつて村長が指定するもの（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(利用の許可)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(目的外利用等の禁止)

第 6 条 第 5 条の許可を受けた者（以下利用者）は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第 7 条 村長は、管理上必要があると認めるときは、第 5 条の許可について利用の制限その他必要な条件を付ける事ができる。

(利用の停止又は取消)

第 8 条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長は利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) その他村長が必要があると認めるとき。

(利用期間・利用要件)

第 9 条 利用者の利用期間は、1 年間（4 月～3 月）とし、最長 3 年まで更新することができる。但し、村長が公益性が高いと認める場合はその限りではないものとする。

2 利用者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

(1) 利用者は、本村に住民登録をして 1 年以上となる者。

(2) 村税や村が徴収する各種料金等において滞納がない者。

(3) 利用者は、個人及び村内に拠点を置く法人又は個人事業主とする。

(4) 暴力団、その他反社会的団体ではない者。

(利用者の責務)

第 1 0 条 利用者は、次の各号に掲げる責務に従わなければならない。

(1) 施設及び施設周辺の清掃・維持管理。

(2) その他、村長が必要があると認めるもの。

(利用料金)

第 1 1 条 施設の利用料金の額は、別表に定める額とする。

(利用料金の減免)

第 1 2 条 村長が公益上その他必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用期間が満了したとき、又は第8条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(賠償及び事故の免責)

第16条 村長は、施設の利用により生じた一切の事故及び損害については賠償の責任を負わない。

(指定管理者の指定の期間)

第17条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第18条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和4年4月1日から施行する。

別表

名称	単位	利用料金
座間味村阿嘉港旅客待合所	月額	25,470円

議案第58号

座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の全部を廃止する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例（平成9年3月18日条例第7号）の全部を廃止する条例について、議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例は、下水道接続率の向上に伴い、設置目的である水洗便所への改造等に要する資金の貸付けを行う必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことから、本条例を廃止したい。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第15号

座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例を廃止する条例

座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例（平成9年3月18日条例第7号）の全部を廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年6月22日条例第26号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

職員による公金横領事件に関する不祥事の管理責任者として、村長及び副村長の給料の減額を行う改正の必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第16号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

附則に「令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間、村長及び副村長の俸給月額については、第3条の規程にかかわらず、同号の規程により支給されることとなる額から、村長についてはその額の100分の25に相当する額を減じた額とし、副村長についてはその額の100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、令和3年12月に支給されることとなる期末手当の計算の基礎となる俸給月額は、第3条に規定する額とする。」を加える。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第60号

沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を次のとおり定める事について、構成団体と協議をするため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更する事について協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

これが本議案を提出する理由である。

沖縄県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

沖縄県市町村総合事務組合同規約（昭和50年沖縄県指令総第439号）の一部を次のように変更する。

第3条第3号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、「第15条の8」を「第25条」に改める。

第3条第4号中「第36条の3」を「第36条の3第1項」に改める。

第3条に次の1号を加える。

（10）交通災害共済事業に関する事務

第9条第4項を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

（会計管理者）

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、職員のうちから、組合長が命ずる。

3 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

別表第1中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2第3条第2号に関する事務の項中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2に次のように加える。

第3条第10号 に関する事務	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
-------------------	--

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 組合は、令和4年3月31日をもって解散する沖縄県町村交通災害共済組合の事務及び財産を承継する。

以上、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第3. 議案第42号 専決処分の承認について（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第5号））
についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でもある程度説明を受けましたけれども、7ページの総合センターというのは歴史文化センターのことですよね。そこの防犯カメラ設置工事、それから全熱交換器取付工事、これは部外者侵入というんですか、不法侵入があつて、そういうふうな防犯カメラを設置したということをお聞きしたんですけれども、それに間違いないわけですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの喜文議員のおっしゃるとおりでございます。もう設置は既に終えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

もちろん専決ですから終わっていることは分かりはするんですけど、向こうは今コロナ禍で夜の活用が非常に、もちろん今のところは貸出しもしていないということはよく分かります。ところが闇夜になりますと向こうへ行く通路が、よく住民からもあると思うんですけど、非常に暗いので、そこにライト等をつけてほしいという要望等が以前からもありましたけど、それに関しては皆さんどのような御検討をされているか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

この件に関しましては座間味区からも要望がありまして、昨年、座間味区の区長さんとお話しさせていただいて、座間味区の集落内でも簡易用のもので構わないので、あまり予算をかけないで設置してほしいとありましたので、今簡易用の、座間味区の集落内にやっているようなものを設置させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。それからシアタードームへ全熱交換器の取付がされたとこの前聞いたんですけど、これはどういうものですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。シアタードームを運営するに当たりまして、密閉空間になっておりますので、コロナ対策の一環といたしまして換気対策の一環なんですが、冷気を逃さずに換気を行うシステムでございます。酸素濃度を一定に保てると。そういうシステムを導入していたしております。それが全熱交換器です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。今日もよろしく申し上げます。7ページの衛生費、備品購入費で213万5,000円、高速船とフェリーの空気清浄機と全協のときに伺っているんですけども、各船の台数と、あと高速船、新造船になるんですけども、そのときに購入した空気清浄機が継続して使えるのかどうか、確認ですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

今現在のところ高速船のほうは3台、もしくは4台。フェリーのほうは7台予定しております。高速船におきましては先日の喜文議員の一般質問のほうでも説明させていただきましたが、今の高速船にもつけて、次の船にも引継ぎできるようにしたら、そういうふうに行いたいと思っておりますが、万が一、今の高速船に設置場所が確保できなかつたら、新造船では確保していますので、それは確実に行っていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

同じく予防費のほうです。新型コロナウイルス検査の委託料です。347万円、これはPCRか何かの検査料ですか。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。今日もよろしく申し上げます。PCR検査の検査機関への委託費になっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私も一応PCR検査を受けたんですけども、そのPCR検査の結果がいまだに届いていないんですけども、それは島からも一応届いていないという方が結構いるものですから、どういう形で報告されているの

か、ちょっと教えていただきたいです。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

そうですね。まず、まだ届いていないと考えられる理由としましては、電話番号が間違っただけで記載されていることもありますし、またショートメールの拒否設定がされている場合は届かないことがあります。そういった場合は住民の方から住民課のほうに御連絡いただきまして、こちらから検査機関のほうに電話番号をお伝えして、また再度御連絡するという形で御報告させていただいています。太郎議員はまだ来ていないということですので、また電話番号を検査機関のほうにお伝えしますので、番号を後で確認させてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。私の周りで一応二、三、そういう話を聞いているものですから、もし村内放送でも、それが届いていないということで、「陽性なのか、陰性なのかというのを知りたい方は……」という形で、村内放送でPCRを受けた方はそういう形で放送してほしいなと私は思いますけれども、それについていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

そうですね。村内放送で、そちらはちょっとまた検討させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

おはようございます。では8ページのほうをお願いします。8款の土木費の中で需用費266万2,000円の修繕費とありますけど、これは昨日の被災箇所というところの阿嘉区の後原の修繕の予算でしょうか。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

この266万2,000円は、昨日写真でお示しした座間味区の道路の修繕、プラス阿佐区のユヒナに行く道ですね。プラス後原線と阿嘉浄水場横ののり面の工事となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

阿嘉の道路に関しては、やっぱりお客さんがよく利用している道路ですので、早めの修繕をお願いしたい

と思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

修繕に関しましては、今現在、もう全て完了している状況です。後原線に関しましては、舗装が一部できていない部分がありますが、それ以外は全て完了しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 専決処分の承認（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第5号））についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第42号 専決処分の承認（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第43号 専決処分の承認（令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

7ページ、お聞きください。6、7ページと続きますけど、一般会計から527万1,000円を繰入れて、歳出のほうで水道施設費で修繕費、これはこの前の全協で6月15日の大雨による落雷のために修繕するとお聞きしましたけど、どここの修繕なのかお教え願えますでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

この527万1,000円に関しましては、浄水場内の通信の施設のユニット盤が6基、壊れております。それを全て取り替えるものに対する修繕でございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

金額が大きいものですから。分かりました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

同じところで、これは近くに避雷針はなかったんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

避雷針はございますが、それでも防ぎ切れないぐらいの雷だったと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあ、これは同じ被害の可能性はあるというふうに理解していいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

昨日もお話ししたんですが、落雷があった場合、落雷がありそうな場合、天気が悪くなってそういう場合については、これは抜くことができます。このユニット盤をですね。抜いたら通信ができなくなりますが、抜いて雷が収まってまた設置する。その手法を取るということで、金額が大きいので。雷が落ちそうな状況になりましたら、ユニット盤を抜いて目視で確認する体制を取ります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 専決処分の承認（令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 専決処分の承認（令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第44号 専決処分の承認（令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号））についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

もちろん専決ですから、この前も全協で聞きましたけど、まず7ページ、下水道総務費で、もちろんこれは職員減ということでこういった福利厚生も全部とりあえず、これは恐らく1人分のものだと思うんですけど、全部減になっています。昨日は村長からもいろいろ職員問題、定数問題もありましたけど、これは職員を1人減することによって、今後業務に支障が起こらないのかどうか。これでいいことなのかどうかを、ちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずマイナスのやつは人事異動に伴うものでございまして、やはり職員一人一人の給料表が違いますので、人事異動をした場合には上がる場合もあれば、下がる場合もある。だからプラス・マイナス・ゼロです。一般会計側にその分行っているというふうな考え方をさせていただければいいと思います。まずそれが今回のマイナスの内容でございまして。今回、1人減になりました。先月中途で採用の募集をかけたところなんですけど、そこに対して1人も来なかった状況がございまして。新年度に向けて募集を、既に締切りを終わっておりまして、船舶も含めて一般行政職、数名の方が応募してきているということでございまして、年度途中での採用については想定をしておりませんでしたので、それ以降にはですね。その辺も含めて、総務課長を中心にどういった形で人員の配置をしていくのか。増員ができるのかどうか。その辺はこれから詳細を詰めていくところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。じゃあ続いていいですか。その下の修繕費、相当大きな金額です。2, 233万円、下水道修繕ということでこの前聞いたんですけど、もう一度その細かい内容をちょっと教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

6月15日の大雨に伴いまして、下水道処理場に4基、汚水を攪拌するモーターがあるんですが、それが水没いたしました。それに伴って、本来水没するべきではない機械でございまして、それが水没したものですから、その1基の単価が相当高い単価でありました。その修繕費でございまして、できれば災害も取るような形で持っていきたいとも思って、一応いろんな機関と取れるかどうかの相談もいたしましたけど、現状大雨での、この下水道処理場の災害は取りにくいという判断になりまして、村の単費での修繕となっております。

ます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは金額的にも非常に大きいもので、これは防止する、予防するという、そういった策はなかったのかどうか。そこら辺もちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今回が初めての災害でして、ここまで水がその施設に入ってくるというのは想定していませんでした。今回この大雨、一気に雨が降って、いろんな家庭内からの水が多分入ってきたと想定されるんですが、下水道施設にですね。それが一気に流れ込んだために、一気に水かさが上がって、水没するべきではない施設が水没してしまったということであります。今後はこういうことがまた想定されますので、水が上がってくる前に、廃水処理水の部分に、今発電機と排水ポンプを常備しております。それで動かして、水かさが上がらないように調整していきたい。またあと、それでも上がるようでしたら、強制的に流入を防ぐ。金額が大きいので、ポンプを止めるとか、そういう対策をしていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いずれにしても非常に金額が大きいし、何か災害では取れないとかになると全て持ち出しになりますので、やっぱり今後そういうものも当然座間味だけではなくして、世界各国、異常気象ということはもう常日頃から言われていますので、その辺を今後十分注意しながら、活用、運用していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 専決処分の承認（令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号））についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第44号 専決処分の承認（令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号））については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第45号 専決処分の承認（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第6号））について

を議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

同じように7ページをお開きください。そこに558万8,000円と、弁護士報酬料というふうに含まれています。当然本村も契約された弁護士を、通常、年当初に予算が上がってはいるんですけど、新たにそういうのが発生するという、もし差し支えなければ、その弁護士報酬が発生した内容等をもしてお話しできるのであれば、お話ししていただけないでしょうか。なぜその558万円の弁護士報酬料を一般予算として計上したのか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

本日もまた、ひとつよろしくをお願いします。ただいまの御質疑ですが、この専決処分の次ページを開いていただけますでしょうか。告示のほうでも26号で理由の書いております。こちらを読んでいただければ御理解できると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは後々、後でも何かで出てくるでしょう。そのときにも少しお聞きします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 専決処分の承認（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第6号））についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 専決処分の承認（令和3年度座間味村一般会計補正予算（第6号））については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第46号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

9ページの教育費国庫補助金ですね。GIGAスクールの253万円、内容をちょっと教えていただきたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

昨年度から実施しておりますGIGAスクールサポーター、これは前回も御説明したんですけれども、専門の講師等を依頼し、そこで教職員並びに生徒へ、このGIGAスクールのパソコンの扱い方とか、そういったのを指導するための補助金となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは一応あれですか。今コロナ禍でリモートとか、いろんなものがありますよね。そういうのは入っていないわけですか。リモート教育とか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

これはリモート教育とかそういったものではなくて、学校現場がスムーズに1人1台のパソコンを活用するための指導のために専門の業者を選定し、指導してもらうという事業です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

12ページの一番下ですね。コロナによる影響でひとり親世帯に給付金ということなんですけれども、差し支えなければ、この世帯数をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。すみません。世帯数は今ちょっと把握はしていないんですけれども、子供77名となっております。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの宮平議員の御質疑だったんですけれども、ひとり親世帯というお話でしたが、この特別給付金はひとり親世帯ではございません。非課税世帯の保護者に向けてのものでございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。じゃあ全協のときに私が勘違いしていますね。分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

14ページお願いします。8款土木費の道路維持費、これの中で修繕費204万9,000円ですか。これはたしか全協のときにシードルンの前の排水路とお聞きしていますが、やはり大雨のときなどには冠水して大変な状況であります。どのような施工方法とかの形でやるかというのを、今じゃなくてもよろしいですが、図面等があれば後で見せてもらってよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

このシードルン前の排水、2種類検討しました。すぐ持っていくものと、現況横断しているものを修繕する方法。横断するものに関しましては、横断した場合、維持管理が大変じゃないかということがあったんですが、現場を確認いたしましたら、側溝自体は断面がとても大きい。これを活用しない手はないんじゃないかということで、断面が大きいので。維持管理に関しましては集水ますを何個か設置することで、詰まった場合に、集水ますから詰まりを取れる体制を取って、4か所集水ますを設置することで詰まり防止になるということで、今断面が大きいほうの現状のものを詰まりを取って、一回上を全部開けて、断面が大きいもので全部蓋をかぶせて水を流すという方法を取っていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

このように現状としては大変困っている状況であるということでお聞きしていますので、早めの修繕をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

9ページの衛生手数料、これは粗大ごみ手数料って減になっていますけど、内訳をちょっと教えていただけないですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

ごみ手数料につきましては会計課、また阿嘉の窓口で販売しております1枚400円の粗大ごみの処理券になっております。今回200万円計上していたんですけども、コロナ禍においてやっぱりごみの量も減少しているということもあって、今回販売実績に併せて、ちょっと修正させていただきました。かなり減額が生じておりますが、妥当な額になっているのかなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この粗大ごみでかなり困っていることもあるんですけども、不法投棄とかそういうところに料金を出すのはもったいないと、そういうところでかなり山に、この前草刈りに行ったら山に捨てられているのが結構あるものですから、そうならないような形で、その島のそういう粗大ごみが捨てられているところがありますので、その辺もそういう形で、ごみ処理場に持って行きにくい。また、高いとかそういうことが起きないような形でぜひ守っていただきたいなと思います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第47号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第48号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは7ページ、負担金の70万6,000円の増額ではあるんですけど、これって年当初、その後期高齢者広域連合から去年の10月、11月、新年度予算をつくる前に、その負担金の請求と見積り等が来るんじゃないかなんかと思っているんですけど、それでいて当初は685万6,000円ですけど、さらに上積み70万6,000円となっているんですけど、これは要因はどういうことが考えられるんですか。この増やした要因というのは。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。当初の予算のほうは推定で計上をしておりました。6月に税の申告がありまして、修正分の負担金となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いいです。分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第49号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはまず歳入7ページ、旅客費から全てマイナス、これは当然コロナ禍の影響でそういう入客数が減ったというふうな捉え方でよろしいわけですね。まずその一点、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

コロナ禍が原因だとあれなんです、その前に新年度予算を作成するに当たって3か年平均プラス、そのコロナ禍の影響を見込んで計上しておりましたが、やはりその想定といたしましては、こんな2年間もコロナが続くとは想定されていなかったの、やはりその3か年平均を取った要因が今出てきているのかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

クイーンの売却ですね。その後、変化はないですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

変更と言いますと、売却の予定はしております。

この予算の計上につきましては鑑定額でありまして、入札は最高額の方が落札者となりますので、入札の予定は今からの予定です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。できれば高く売ってほしいなと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

予算とは少しかけ離れますけど、私が今知り得ている情報では10月16日まで現在の高速船は運行して、それ以降は新造船が来て、トライアルしたりしてやるというふうに関心しています。話ははずれますけど、もちろんここには新造式典の祝賀費とかいろいろ入ってはいますけど、私は以前から少し話しているように、この受入れ体制、港の。北岸の、要するにマリンライナー、クイーンさまの間にタラップが置いてあります。皆さんもこれは御承知ですね。これは某事業者が嫌がらせみたいにならなく置いてあるわけですけど、私が言いたいのは、結局船が大きくなってきます。そこに今は船を泊めてはいないんですけど、一部情報によると、絶対これはよけないからという話が一応私のところには入ってきています。この某事業者から。ところが私が今一番言いたいのは、宮里 哲村長、それから渡嘉敷村の座間味村長も含めて、那覇港管理組合事務所に、どうせここに船を泊められないんだから。僅か15フィートのところに泊めるわけにもいかんし、泊められないんだから、これを排除してもらって、その空間を接岸、入出港をよりやりやすく、船を操縦する人にとっても安心安全な入出港ができるし、この辺の働きかけを以前からやってくださいということをお願いしてはいたんですけど、そういった動きに関して、ちょっと動いているかどうか。その辺ちょっと情報とか知りたいです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まずは基本的な流れといたしまして、高速船を建造するに当たりまして建造委員会の中で関係機関、例えば、今、泊港でしたら那覇港管理組合、座間味港でしたら沖縄県の港湾課、阿嘉港でしたら漁港課と、そういった方々に委員に入ってもらい、そういった新しい船の建造をするに当たって港の影響がないかも確認させていただいております。その中で、私たちが今のライナーと高速船の間の事業所の話は、ちまたではお聞

きしておりますが、あくまでも管理者は那覇港管理組合ですので、那覇港管理組合とは調整させていただいております。那覇港管理組合の見解といたしましては、向こうの使用の申請はないということです、我々の高速船が来るに当たって差し支えはないという答弁はいただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃなぜそこにタラップを置いて、いろんな荷物が置かれているのか。某事業者によると、絶対よけないよというようなことを私はもう頻繁に耳にしています。これは以前にも高速船がフェリーバース、今の北岸事務所を確保するために我々議員も全部動いたんですけど、そういった過去のいろんな問題もあるものだから、やっぱり新しい船を持ってくるからには、こういったごちゃごちゃがあっちゃ困るというような前提の下で私はこれをお話ししていますので、その辺は堪忍してください。それと同時に僕が言うように、やっぱり新しい船を持ってくるからには操縦もしやすい、出入港もしやすいという環境をつくっていただきたいというのが今切なるお願いでありますから、その辺村長はどういうふうにお考えなのか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案ありがとうございます。全体的には松田課長から答えさせていただきましたが、ただ、また今回の船を造るに当たって大きさを決定するときに、泊ふ頭に関しましては那覇港管理組合ともいろいろと調整をさせていただく中で、港川のビットを新たにつけないと今の船が接岸しづらいのかという議論もさせていただきましたが、多少船は一回り大きくなりますけど、現有のビットの中でしっかりと接岸ができるというのが大前提としてございますから、特段これ以上の協議は必要ないんじゃないかというふうに私たちとしては話をさせていただいているところです。これに関しては座間味の港にしても、阿嘉の港にしても、那覇の港にしても同じことで、管理者の皆様方とはしっかりと話合いを続けているところでございますが、先ほどの話からしますと、あちらに所有者というか、借りている方がそのスペースにいるということは私たちも確認したら……、那覇港管理組合からそういう話を聞いておりませんので、おっしゃるとおり離岸接岸がしやすいというためには、そこに船がないほうがいいわけですから、その辺もう一度再度確認をしてそういった事実があるのであれば、いろいろな働きかけを渡嘉敷村とともにやっていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第11. 議案第50号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第50号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第51号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第52号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第52号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第53号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第53号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第15、議案第54号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはマイナンバーの件ですけど、私、以前の議会でも聞いたと思うんですけど、今マイナンバーの発行、パーセンテージは今どのぐらいいっていますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。9月5日現在で340名の方に交付を済ませておりまして、率としましては37%となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは今もいろいろ余談でお話ししましたが、これは要するに行政としては働きかけはしているのか。マイナンバー発行してくださいというような働きかけは行っているのか。そして37%が高いものなのか、低いものなのか。その辺までもしお分かりであれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

お答えいたします。申請の呼びかけはしております。率のほうは、ほかの市町村に比べると高いのではないかなと思っています。あと409名の方が今申請をしております、先ほど申し上げました340名の方に交付済ということですので。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは進めてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第55号 座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番 (宮平喜文議員)

この件は今ちょっとコロナということもありますけど、後々その座間味村歴史文化・健康づくりセンターは運営主体というか、管理主体はどういう形で推し進めようとしているのか。今はもちろんコロナ禍でそういう方向性が少し見えないところもあると思うんですけど、後々どんな形で、やっぱり建物自体があまり遊休化しても困りますし、そういうところでの方向性が今どういうお考えをお示しなのか。ちょっと今の現時点でのお考えを教えてください。

○ 議長 (中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長 (宮平壮一郎)

現状の管理は村直営で管理させていただいております。また、コロナ禍明けには外部団体による公募等によって委託等を予定しております。現時点では直営で管理させていただいております。

○ 議長 (中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番 (宮平喜文議員)

あそこには当然、先ほどの答弁にもありましたようにシアタールームとか、観光客に見せたいとか、いろんなプラネタリウムとかそういった施設等もあって全然今のところは、もちろん何遍も言うようにコロナ禍で活用されていない。その中でやっぱり運行管理体制、窓口になっているところがそれを誘致して、どこがそれを見せるかというような運びもきちんとしないと、ただ造ってという形では困ると思います。今後はその辺の方向性を明確にしていきながら、運営主体を考えていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 (中村秀克)

ほかに質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 座間味村歴史文化・健康づくりセンター屋外ステージ施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第56号 座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

この建物は、今回はもちろん今ある建物に関する設置条例ではあるんですけど、以前から言われているように後々これは作り変える予定とか、建て替える予定等も今後あるんですか。その辺までちょっと、もしお分かりであれば教えていただけますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 明)

現在のところは建て替える予定はありません。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

○ 議長(中村秀克)

質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第57号 座間味村阿嘉港旅客待合所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 座間味村阿嘉港旅客待合所の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号 座間味村阿嘉港旅客待合所の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第58号 座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の全部を廃止する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

これは水洗便所の貸付金で、しばらくこの何年間ないんでしょうね、恐らく。ところが私が知っている範囲では水洗をつないでない、うちの近くにもありますけど、この接続率って何回か議会にもよく出てきますけど、最終的に今日段階で何%いっているのか。果たして、この事業をしようとする背景には、もう申請する人がいないから、どうせこれを置いておいてもどうしようもないという形で廃止条例に至っていると思うのですが、水洗の接続率、現時点で何%いって、引いてない人には今どのようなことを促して、どのような形で引いてくださいというような口コミというか、呼び込みというか、促しているのか。やっぱりそれははっきりしないと、この問題というのは後々引きたかったのに、金を借りたかったのにと、僅かな件数だとは思いますが、その辺ちょっと教えていただけますか。

○ 議長(中村秀克)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 明)

去年度末現在、589世帯に対して571世帯、接続率96.9%でございます。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは村全体ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

全体です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

はい、分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の全部を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 座間味村水洗便所改造等資金貸付基金条例の全部を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第59号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

この問題は、この1週間のことに関してのことなんですけど、もちろん村長も記者会見、あるいは昨日、それから全協等でこの話はずっとやっていることはよく分かります。ただ、私たちもこの議案審議を今日出されて、果たしてこれが妥当なのか。金額的に、期間的に、そういう精査をする時間が多少必要じゃなかったかなど。後々それは、もちろん村長がおっしゃっているようにその減給、それはやらないといけないとは思っていますが、じゃあこれが今、この率、この期間が果たして正しいことなのか、我々にも少し精査する必要がなかったかなどというふうに思っています。もちろん議案審議というのは全協が始まる約1週間前にお配りされます。それから本議会までに約1週間あります。これまでのものは約2週間程度お預かりしています。ところが今日これから来るこのものに関しては、今日朝出されて、私たちはそれに対して決議しなさいということは、私としてはいかなものかなと思って。これは要するに、やらないやるとかじゃなくて、後々やらないといけないことではあるんだけど、私たちにもその考える猶予が必要じゃないかなど。冒頭に

申し上げたように、その率でいいのか、その期間でいいのか。そういうことも含めて、もしこれの決を取るのであれば、私は今回これは同意はできないというような意見になりますね。とりあえずこれが今、村長も常日頃、減額するということはもちろん承知しておりますが、これに関していきなり今日これを配られて、「はい、じゃあ我々議会で議決しましょう」というのは、私としてはちょっと今納得がいつている状況ではないです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

今回の提案に関しましては追加議案ということで当日の配付になってしまいました。我々執行部としても、やはり案件が案件だけに、早急にこういったお示ししたいということもあって、通常の議案配付ではなく今回になったことについては御承知いただければ幸いです。今回、我々のほうも中身のほうをいろいろと検討させていただきました。まずは過去、我々が平成19年、05年の過去の船舶課の件で、当時の村長もこういった形で減額の条例を出ささせていただいております。そのときは10%の6か月ということで条例のほうにも残っております。我々のほうも、またこの案件については他の市町村、そして関係団体からもアドバイスをいただきまして、過去県内で起きた市の事案、そして町の事案、そして県のほうの告示、県のほうの事案もいただいて、これを基に中身を精査させていただきました。大体過去の事例を見ますと、約10%の6か月というのがほとんどの団体で決定されて決議されている状況でございました。しかしながら、我々は今回の案件は非常に重たいということを考えて、内部で調整させていただいて今回の、これまでになパーセンテージに上げて、期間につきまして3か月という期間にはなっておりますが、この率で決定して今回提案しておりますので、ぜひ御審議のほうをお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

説明ありがとうございます。ですからそういうことも含めて、やっぱり我々も多少なり、どういう形で調べるか、ある程度議論して、そういうふうな回答をしたいというのが、これは私の考えであります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第60号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

これで午前の会議を閉じます。午後は13時30分から開会いたします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これより午後の会議を始めます。

日程第22. 報告第3号 令和2年度健全化判断比率の報告についてから、報告第5号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況（沖縄県市町村土地開発公社）についてまでの一括報告といたします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、午後もよろしく願いいたします。

報告第3号

令和2年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	12.5	147.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第4号

令和2年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第5号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

令和3年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

以上です。よろしくお願いいたします。以上、報告でございました。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

日程第23. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしくお願いいたします。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉 2 1 番地
氏 名 垣花 康雄
生年月日 昭和 2 0 年 2 月 1 0 日

令和 3 年 9 月 1 5 日提出

座間味村長 宮 里 哲

推薦理由

現在、本村の社会福祉協議会会長として活躍中で、その他民生委員等も歴任されており、広く地域住民に密着し、今後の活躍が期待できる。また、村民からの人望も厚く、守秘義務も守れるため。

これが、推薦する理由である。

以上、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦については、推薦することに決定いたしました。

日程第 2 4. 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

発議第 4 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第 4 号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第4号

令和3年9月16日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮平喜文
賛成者 座間味村議会
議員 垣花太郎

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税

等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

座間味村議会

日程第25. 発議第5号 米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書についてを議題といたします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第5号 米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号 米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第5号

令和3年9月16日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 中村 勇
賛成者 座間味村議会
議員 宮平清志

米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書

令和3年7月13日午後0時30分頃、米軍第1海兵航空団所属のCH53E大型ヘリが戦闘糧食、燃料（2.5ガロン）やテント、工具等の入った輸送用のコンテナ（2.0m×2.4m）を機体外に着けて海上を空輸する際に渡名喜島近海の海上に落下させた。

今回コンテナを落下させた場所については、出砂島射爆撃場訓練空域の東側であり渡名喜村漁港の直ぐ近くで一步間違えば大惨事を引き起こしかねない事態であり、漁民をはじめ村民に与えた不安と恐怖は計り知れません。

本村議会は、これまでも県内で起こる数々の事故への再発防止等を強く求めてきたにも関わらず米軍当局の認識の低さから安全管理への改善が見られておられず、また今回のような事故が発生した事へは憤りを感じる。

よって、本村議会は、村民の生命、財産や安全安心な生活を守る立場から、今回の事態に対し厳重に抗議し、下記事項についての速やかな実施、公表することを強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明しその結果を速やかに公表すること。
- 2 安全管理と事故の再発防止に努めること。
- 3 原因究明するまでCH53E大型輸送ヘリの飛行を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

座間味村議会議長 中村秀克

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和3年第3回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後1時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 喜 文